

老人保健法に基づく住民基本健康診査業務委託契約書

小郡市（以下「甲」という。）と、社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）は、老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 16 条に規定する健康診査業務について、甲が行う業務を小郡三井医師会の会員たる医師（以下「丙」という。）に委託するにあたり、乙を丙の代理人と定め、ここに業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は、本契約により住民基本健康診査業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（業務内容）

第 2 条 本契約に基づく業務内容は、別表第 1 に定める項目とする。

（実施の基準）

第 3 条 業務の実施基準については、法第 24 条に定めるところによるものとし、その他必要事項については、甲乙協議のうえ定める。

（業務の対象者）

第 4 条 業務の対象者は、別表第 2 に定める者とする。

（契約期間）

第 5 条 契約期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。

（委託単価）

（委託料）

第 6 条 業務の委託料は、それぞれの業務に対して次の計算式により求められた額の合計額とする。

別表第 3 に規定する委託単価×実績者数×0.9

（支払い）

第 7 条 乙は、業務の終了後、その実績に応じて甲の指定する様式により、甲に委託料を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受理した日から起算して 30 日以内に、委託料を支払わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第 8 条 乙は、本契約に係る業務に関連して知り得た情報を第三者に洩らしてはならない。本契約終了後も同様とする。

2 乙は、業務上知り得た情報については、その管理・保管に十分留意し、事故等による漏えいの防止のための必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償請求時の協力）

第 9 条 甲は、業務に従事した丙が、対象者から損害賠償請求を提訴された場合は、乙の要請に基づき丙に全面的に協力する。

(協議事項)

第10条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、
甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1
通を保有する。

平成18年4月1日

甲 福岡県小郡市

小 郡 市 長 平 安 正 知

乙 福岡県小郡市上岩田1246番地

社団法人小郡三井医師会

会 長 丸 山 泉

別表第1（第2条関係）

基本健康診査 （必須項目）	1. 問診 2. 身体計測（身長・体重測定、BMI法による肥満度測定） 3. 尿検査（糖、蛋白、潜血） 4. 血圧測定 5. 理学的検査（関節・口腔内含む） 6. 循環器検査 ① 血液化学検査（総コレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪） 7. 肝機能検査（GOT、GPT、 γ -GTP） 8. 腎機能検査（クレアチニン） 9. 血糖検査（空腹時血糖）
医師の判断に基づく選択項目	1. 理学的検査（反復唾液嚥下テスト） 2. 循環器検査 ① 心電図検査 ② 眼底検査（右眼） 3. 貧血検査（赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット） 4. ヘモグロビンA1c検査 5. 腎機能検査（血清アルブミン）

別表第2（第4条関係）

項 目	小 郡 市
基本健康診査	平成18年4月1現在で70歳以上の人

別表第3（第6条関係）

項 目	一人当たりの委託単価
基本健康診査	6,600円（消費税含む）
心電図検査	970円（消費税含む）
貧血検査	180円（消費税含む）
ヘモグロビンA1c検査	390円（消費税含む）
眼底検査	360円（消費税含む）